

県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェア使用許諾契約書（案）

- 1 品目及び数量 県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェア一式
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額 ¥〇〇〇－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥〇〇－)
- 4 納入期限 令和8年5月31日（日）
- 5 契約保証金

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と受注者 〇〇（以下「乙」という。）とは、県立学校・市町村立学校教職員パソコン用OS・ソフトウェアの使用許諾に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙「調達仕様書」に基づき、マイクロソフト社発行のライセンスを納入し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（納入の通知）

第2条 乙は、ライセンスを納入しようとするとき、その旨を以下の納入先に通知しなければならない。なお、納入先及び納入数については「調達仕様書（4）納入場所及び納入ライセンス数」に定める。

（検査）

第3条 甲は、ライセンスの納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果、ライセンスの内容が調達仕様書で示した内容に相違しているなど不適切な箇所等があった場合は、乙はライセンスの修正または再発行をマイクロソフト社に依頼しなければならない。この場合において、前項の時期は、ライセンスの再納入日から起算して10日以内とする。

（契約金の支払い）

第4条 甲は、第3条の検査を完了したのち、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払わなければならない。

（納入遅延に対する遅延利息）

第5条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までにライセンスを納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金に対し年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

（契約の解除等）

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 納入期限までにライセンスの納入を完了する見込みがないとき。
- (2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までにライセンスの納入ができないと認めるとき。
- (3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めるとき。

(4) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めるとき。

(5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められたとき。

（違約金）

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

（補則）

第8条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）に定めるところによる。

（協議）

第9条 この契約書に約定していない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲、乙協議して定める。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

住 所 大分市大手町3丁目1番1号
大分県
大分県知事 佐藤 樹一郎 ㊟

乙

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊟